

一般社団法人 工学院大学校友会 定款（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、一般社団法人工学院大学校友会と称する。

（事務所の所在地）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

（同窓会）

第3条 この法人は、理事会の決議により同窓会を置くことができる。

2 同窓会に関する規則は、理事会の決議を経て別に定める。

（支部）

第4条 この法人は、理事会の決議により支部を置くことができる。

2 支部に関する規則は、理事会の決議を経て別に定める。

第2章 目的及び事業

（目的）

第5条 この法人は、学校法人工学院大学の設置する諸学校（以下「学園」という）の教育事業を援助し、あわせて学園出身者相互の親睦提携を図り、学園及び地域社会の発展に貢献することを目的とする。

（事業）

第6条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）学園の教育施設の改善に関する助成

（2）学園に在籍する学生、生徒の学修活動及び就職に関する支援並びに教職員の調査研究の助成

（3）会誌及び学術図書の刊行

（4）学術に関する講演会及び見学会等の開催

（5）会員相互の親睦と提携及び学園との連携に関する事業

（6）学園の行う社会貢献活動に対する支援

（7）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本国内において行う。

第3章 社員及び会員

（社員）

第7条 この法人の社員は、第33条に定める代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員種別及び資格）

第8条 この法人は、次の会員をもって組織する。

(1) 正会員

- ① 学園の卒業生で会費を納めた者
- ② 学園に在学したことがあり、理事会において適当と認めた者で会費を納めた者

(2) 特別会員

学園の非常勤講師を含む現教職員及び学識経験者であって、会長が推薦し、理事会において承認した者で会費を納めた者とし、特別会員の資格は退職後も継続する。

(3) 準会員

工学院大学及び工学院大学附属高等学校の最終学年に在籍する者で会費を納めた者

(入会)

第9条 この法人に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第10条 会員は、この法人の活動に必要な経費にあてるため、入会金及び会費を支払わなければならない。

2 会員の会費等に関する事項は、社員総会において別に定める。

3 既納の入会金及び会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(退会)

第11条 会員で退会しようとする者は、退会届を提出し任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第13条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 成年被後見人及び被保佐人の宣告
- (3) 死亡、失踪宣告
- (4) 除名

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員以外の会員も、社員総会に出席し意見を述べることができる。ただし議決権を有しない。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員の選任又は解任
- (3) 役員の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定められた事項

(種類及び開催)

第17条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

3 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、議決権総数の5分の1以上の社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は社員の承諾を得て電磁的方法をもって開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がその任に当たる。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者が第25条に定める定数を上回る場合には、投票によって過半数の賛成を得た候補者の中から得票の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。(書面議決等)

第22条 社員総会に出席しない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権の行使をすることができる。

- 2 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事のうち2名は、前項の議事録に記名押印する。

(会員への通知)

第24条 社員総会の議事の要項及び決議した事項は、会誌及び校友会ホームページ等をもってすべての会員に通知する。

第5章 役員及び代議員

(役員の種別及び定数)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 12名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

- 2 理事のうち、1名を会長、1名を副会長とする。
3 前項の会長、副会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

第26条 理事及び監事は、社員の中から社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 監事は、理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、この法人の業務を執行する。
4 会長、副会長、その他の理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規則による。
5 会長、副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を

作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して業務の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期及び責任)

第29条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期満了までとする。
- 3 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 理事又は監事は、その任務を怠ったとき、これによって生じた損害を、この法人に対し賠償する責任を負う。
- 5 前項の責任は総社員の同意がなければ免除することができない。

(役員の報酬)

第30条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員が、その職務を行うために要した費用を支給することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、常勤の役員に対しては社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会で別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第31条 この法人に、5名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。
- 3 学園の理事長、学長、校長は顧問とする。
- 4 退任した役員でこの法人に対する貢献度が高いものを、理事会の決議により顧問に選任する。この任期は、第29条に準ずる。
- 5 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 6 顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(代議員)

- 第33条 この法人の代議員は、概ね正会員1,000名の中から1名の割合をもって選出する。
- 2 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な代議員選出規則を理事会において定める。
- 3 代議員は、代議員選出規則に則り、正会員の中から選出する。
- 4 理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 5 第2項の代議員選挙は、2年に1度実施し、代議員の任期は代議員選挙後の4月1日から、2年後の3月31日までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条、第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。
- 6 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条の5項の権利（議決権行使書面等の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

第6章 理事会

(構成)

- 第34条 この法人に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第35条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

- 第36条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が議長となる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第7章 機関

(部)

第40条 この法人の業務を円滑かつ有効に遂行するために、理事会の決議を経て、必要に応じて部を置くことができる。

2 部に置かれる部員は、会長が会員の中から委嘱する。

3 部の運営に当たり必要な事項は、理事会で別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て直近の社員総会に報告する。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、学校法人工学院大学に寄附する。

第10章 事務局

(事務局及び職員)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2 事務局長を含む職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は長嶋秀世、副会長は谷口宗彦とする。
- 3 この法人の代議員は、定款第33条と同じ方法であらかじめ行う代議員選挙において代議員として選出されたものとする。
- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは第41条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 平成26年5月25日、一部改訂